住所　埼玉県深谷市常盤町70番地31
林久允　昭和21年8月7日生
林英信　平成元年3月1日生
住所　埼玉県草加市中根1丁目1番1―1416号
ケイ・エム・アブドゥル・ラザック　昭和32年2月28日生
モクスダ・ヤスミン　昭和41年12月24日生
サラ・ハッサン　平成12年3月12日生
シアン・ハッサン　平成14年6月27日生
住所　広島県東広島市安芸津町三津4375番地16
辛小百合　昭和57年1月6日生
住所　愛知県岩倉市本町神明西6番地6
馬迎世　昭和48年1月24日生
住所　愛知県一宮市本町4丁目7番1号
李奕　昭和35年9月4日生
住所　名古屋市名東区亀の井1丁目18番地
鄭良江　昭和47年1月22日生
住所　愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字中之町24番地2
金謙二　昭和38年6月21日生
金薫　昭和42年7月21日生
金宏佳　平成6年8月20日生
金祐輝　平成8年5月21日生
金恭市　平成11年2月12日生
住所　名古屋市守山区大森1丁目1405番地
金仁美　昭和57年3月20日生
住所　名古屋市名東区極楽5丁目128番地
鄭明子　昭和29年11月20日生
鄭奈々　昭和50年9月1日生
鄭一　昭和61年9月20日生
住所　名古屋市守山区森孝1丁目107番地
金節子　昭和36年1月26日生

○農林水産省告示第千百八十三号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第九条第六号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定める。

平成二十三年六月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　都府県にあっては、六・一六五八千円に被災農地の傾斜度を乗じて得た額に一七四千円を加え、これに一・五五〇を乗じて得た額に復旧すべき農地面積を乗ずるものとする。

二　北海道にあっては、三・一一六八千円に被災農地の傾斜度を乗じて得た額に三八千円を加え、これに一・五五〇を乗じて得た額に復旧すべき農地面積を乗ずるものとする。

三　一及び二において、被災農地の傾斜度は度単位（度未満は切り捨てる。）とし、復旧すべき農地面積はアール単位（小数点第四位以下は切り捨てる。）とし、算定される金額は千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　平成二十二年六月二十一日農林水産省告示第九百四十一号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、この告示の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道札幌市南区定山渓温泉東三丁目二四五の一・二五六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県南牟婁郡紀宝町平尾井字ゴザイシ二七五の三、大里字取戸一五〇の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

桐原字横平一二三の一、阪松原字原ノ元五五一の一、字上野八一一、八一二、一〇四八、字熊谷八八七、一〇三三から一〇三六まで、一〇四五から一〇四七まで、字山田一〇五〇、一〇五四から一〇五九まで、一〇五九の一、一〇六〇、一〇六一、一〇六一の一、一〇六二の一、一〇六二の二、一〇六六、一〇六七、一〇六八の一、一〇六九、一〇七〇の一、一〇七〇の二、一〇七一、一〇七二

㈢　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上野八一一、八一二、一〇四八、字熊谷一〇四五・一〇四六・字山田一〇五〇・一〇五五・一〇五六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇五七

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町太郎生字溝田二八八、二九六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字溝田二八八・二九六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年六月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字御机字細谷七四四の一一・七四四の二〇から七四四の二二まで（以上四筆国有林）、七四四の九、七四四の一四、七四四の一五、西伯郡伯耆町岩立字桝水高原四の二四、四の二六

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため